第２　共益的債権及び優先債権
　特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権等の共益的債権、租税その他国税徴収法又はその例により徴収することができる請求権並びに一般の先取特権その他一般の優先権がある債権は、随時全額弁済する。
第３　協定債権
１　清算株式会社は、協定債権者全員から、協定債権の全額について、本協定の認可決定の確定時に免除を受ける。
２　前項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合は、これを清算株式会社が換価した上で、共益的債権及び優先債権の弁済に充てる。当該弁済後、なお残余財産がある場合は、これを弁済原資として、各協定債権者に対し、各協定債権額の割合に応じて按分して弁済する。この場合、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

前橋地方裁判所民事部

令和８年（ヒ）第３００６号

群馬県前橋市駒形町１８１番地１
清算株式会社　株式会社ラッキースマイル
代表清算人　須賀康平
１　決定年月日　令和８年９月１６日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則
　本協定の対象となる債権は、令和８年６月２２日（開始決定日の前日）までの原因に基づいて発生した協定債権（同月２３日（開始決定日）以降の利息及び遅延損害金を含む。以下同じ。）とする。
第２　共益的債権及び優先債権
　特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権等の共益的債権、租税その他国税徴収法又はその例により徴収することができる請求権並びに一般の先取特権その他一般の優先権がある債権は、随時全額弁済する。
第３　協定債権
１　清算株式会社は、協定債権者全員から、協定債権の全額について、本協定の認可決定の確定時に免除を受ける。
２　前項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合は、これを清算株式会社が換価した上で、共益的債権及び優先債権の弁済に充てる。当該弁済後、なお残余財産がある場合は、これを弁済原資として、各協定債権者に対し、各協定債権額の割合に応じて按分して弁済する。この場合、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

前橋地方裁判所民事部

令和８年（ヒ）第３００７号

群馬県前橋市駒形町１８１－１
清算株式会社　株式会社ニコニコカンパニー
代表清算人　須賀康平
１　決定年月日　令和８年９月１６日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則
　本協定の対象となる債権は、令和８年６月２２日（開始決定日の前日）までの原因に基づいて発生した協定債権（同月２３日（開始決定日）以降の利息及び遅延損害金を含む。以下同じ。）とする。
第２　共益的債権及び優先債権
　特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権等の共益的債権、租税その他国税徴収法又はその例により徴収することができる請求権並びに一般の先取特権その他一般の優先権がある債権は、随時全額弁済する。
第３　協定債権
１　清算株式会社は、協定債権者全員から、協定債権の全額について、本協定の認可決定の確定時に免除を受ける。
２　前項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合は、これを清算株式会社が換価した上で、共益的債権及び優先債権の弁済に充てる。当該弁済後、なお残余財産がある場合は、これを弁済原資として、各協定債権者に対し、各協定債権額の割合に応じて按分して弁済する。この場合、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

前橋地方裁判所民事部

令和８年（ヒ）第３００８号

群馬県前橋市駒形町１８１－１
清算株式会社　株式会社タケウチ
代表清算人　須賀康平
１　決定年月日　令和８年９月１６日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則
　本協定の対象となる債権は、令和８年６月２２日（開始決定日の前日）までの原因に基づいて発生した協定債権（同月２３日（開始決定日）以降の利息及び遅延損害金を含む。以下同じ。）とする。
第２　共益的債権及び優先債権
　特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権等の共益的債権、租税その他国税徴収法又はその例により徴収することができる請求権並びに一般の先取特権その他一般の優先権がある債権は、随時全額弁済する。
第３　協定債権
１　清算株式会社は、協定債権者全員から、協定債権の全額について、本協定の認可決定の確定時に免除を受ける。
２　前項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合は、これを清算株式会社が換価した上で、共益的債権及び優先債権の弁済に充てる。当該弁済後、なお残余財産がある場合は、これを弁済原資として、各協定債権者に対し、各協定債権額の割合に応じて按分して弁済する。この場合、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

前橋地方裁判所民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

令和７年（再）第２号

大分県杵築市山香町大字野原４６６２番地１９８
再生債務者　株式会社匠牧場
１　決議に付する計画案　令和8年7月17日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
(1) 期日　令和８年10月27日午後２時
(2) 会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　令和８年10月16日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　令和８年10月13日

令和８年９月15日

大分地方裁判所民事第１部破産再生係

再生計画認可

令和８年（再）第１号

静岡県磐田市宮之一色４７５番地の１
再生債務者　山庄運輸株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨
　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法１７４条２項各号に該当する事由はない。

令和8年9月17日

静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第１３９号

さいたま市見沼区大字丸ヶ崎1157番地
再生債務者　小路　敏治
１　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月16日まで
４　一般異議申述期間　令和８年10月30日から令和８年11月６日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第１３３号

さいたま市浦和区瀬ヶ崎２丁目９番12号
再生債務者　尾垰　秀則
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月２日から令和８年11月９日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第１３４号

さいたま市浦和区瀬ヶ崎２丁目９番12号
再生債務者　尾垰　奏子
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月19日まで
４　一般異議申述期間　令和８年11月２日から令和８年11月９日まで

さいたま地方裁判所第３民事部